

糸魚川市結婚活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚を希望する独身の市民に対し、出会いの場を創出し、結婚活動を支援するため、市民が新潟県の運営する婚活マッチングシステム「ハートマッチにいがた」（以下「ハートマッチにいがた」という。）の会員登録に要した費用に対し、市が予算の範囲内で補助金を交付することに関し、糸魚川市補助金等交付規則（平成17年糸魚川市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 20歳以上であって、現に婚姻をしていないこと。
- (2) ハートマッチにいがたへの会員登録（以下「会員登録」という。）の時点で糸魚川市に住民登録をしていること。
- (3) 糸魚川市税を滞納していないこと。
- (4) 過去の会員登録の際に、糸魚川市から支援を受けていないこと。
- (5) 成婚に向けて、熱心に活動する意思があること。
- (6) 糸魚川市暴力団排除条例（平成24年糸魚川市条例第2号）第2条第1号又は第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと及び同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が負担したハートマッチにいがたの初回の会員登録料とする。ただし、会員登録料が割り引かれる場合は、割引後の会員登録料を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、糸魚川市結婚活動支援補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が公簿等によって当該書類の内容の確認をすることができ、かつ、申請者本人が当該確認を行うことに同意する場合は、これを省略することができる。

- (1) 身分証明書の写し
- (2) ハートマッチにいがたの会員登録証の写し
- (3) ハートマッチにいがたの入会登録に係る領収証等の写し
- (4) 納税証明書の写し
- (5) 住民票の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、会員登録が完了した日（会員登録料を支払った日）の属する年度の末日までに行わなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があった場合はその内容を審査し、相当と認めるときは補助金の交付決定及び額の確定を行い、糸魚川市結婚活動支援補助金交付決定兼確定通知書（別記様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第7条 市長は、前条の規定により交付決定を受けた者が虚偽その他不正の手段により当該交付を受けたと認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消し、及び返還させることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年10月11日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。